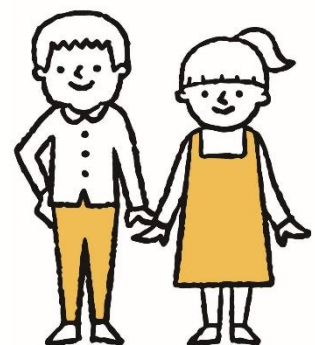


第3章

.....

計画の基本的な考え方



1 基本理念

本市の子ども・若者及び子育て支援に関する施策の推進にあたり、本計画で目指す基本理念を次のとおり掲げます。

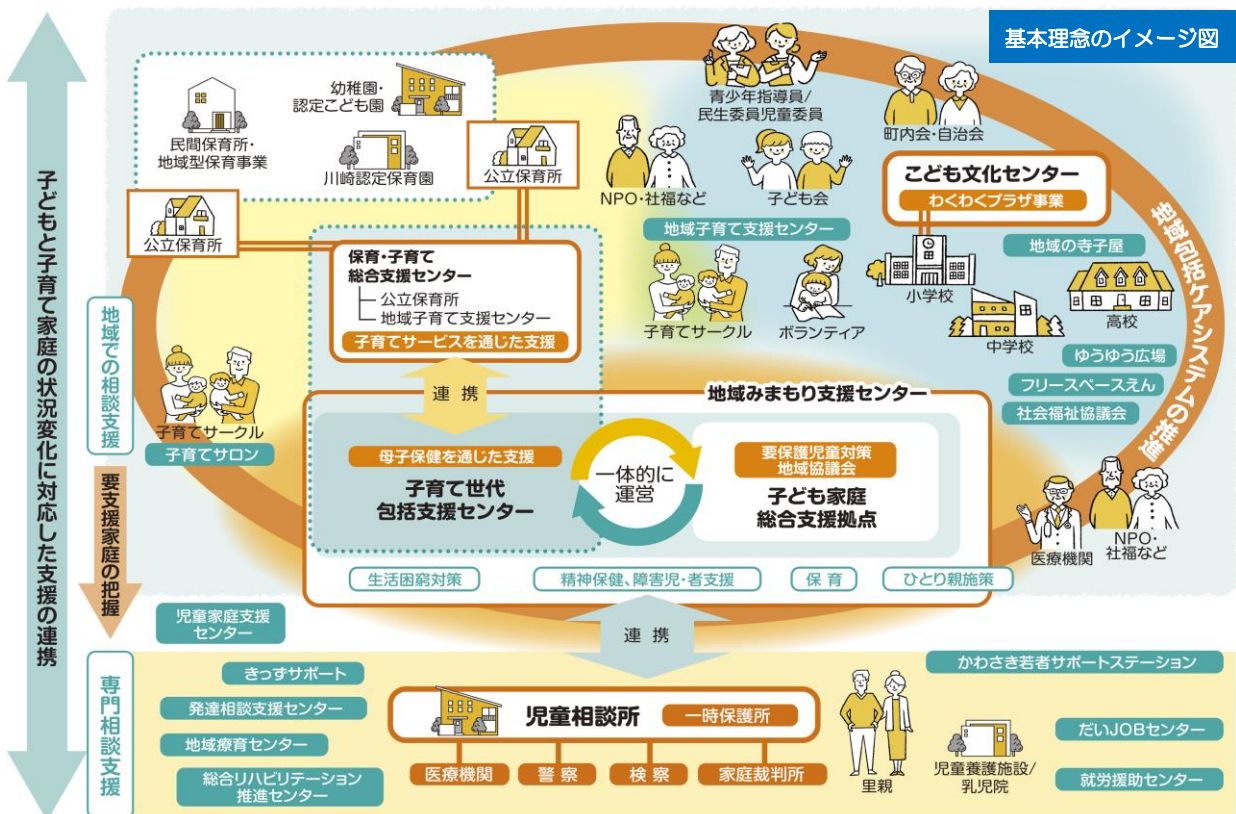
未来を担う子ども・若者が すこやかに育ち成長できるまち・かわさき

子ども・若者は社会の希望であり、未来を担うかけがえのない存在です。すべての子どもや若者が、身近な愛情に包まれながら、自尊感情や自己肯定感を育み、社会との関わりを自覚しながら、自立した大人へ成長していく過程では、切れ目のない支援を行っていくことが重要です。

そのためには、一人ひとりの子ども・若者の立場に立って、子どもの権利を尊重しつつ、その最善の利益が考慮される必要があります。

また、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向けて、地域社会全体で、子どもや子育て家庭に寄り添いながら、しっかりと支える環境づくりを進める必要があります。

子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合えることのできるまちを目指します。



2 基本的な視点

基本理念を踏まえ、計画における施策や事業の推進を図るため、次の4つを基本的な視点とします。

◆視点1 子どもの権利を尊重する

すべての子どもは、「社会の一員」として、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができるよう配慮されることが重要です。

子ども・若者及び子育て支援に関する施策の推進にあたっては、「子どもの権利条例」の趣旨を踏まえ、子ども一人ひとりの権利が尊重されるよう努めます。

◆視点2 地域社会全体で子ども・子育てを支える

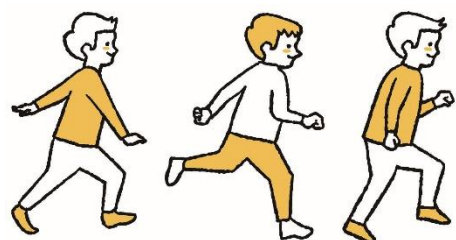
子育ての第一義的責任は保護者が有するという基本的認識を踏まえつつ、家庭、学校、企業、行政等、地域社会のすべての構成員が、子ども・若者や子育て家庭を温かく見守り、子ども・若者の成長のみでなく、親としての保護者の成長も応援する地域社会を目指します。

◆視点3 子ども・若者のすこやかな成長・自立に向けた切れ目のない支援を行う

一人ひとりの子ども・若者が健やかに成長し、社会で自立して主体的な人生が送れるよう、「子どもの育ちの視点」から教育・福祉・保健・雇用等の施策が重層的に連携しながら、切れ目のない支援を行います。

◆視点4 すべての子ども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援する

児童虐待や障害・疾病、貧困、その他家庭状況等により、困難な課題を抱え、社会的な支援の必要性が高い子ども・若者が、持てる能力を活かして、社会で自立して輝いて生きられるよう、すべての子ども・若者や子育て家庭に対して、きめ細やかな支援をします。



3 施策の方向性と展開

本計画の推進に向けて、次の3つを施策の方向性として示し、総合的に施策を展開します。

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

核家族化や地域との関係の希薄化などに伴い、子育てに不安や負担を感じる家庭や社会とながりにくい子ども・若者が増えており、家庭や地域における養育力や教育力を向上することは極めて重要となります。

子ども・若者は成長する過程で、人への愛着心や信頼感、生活習慣などを身につけ、自尊感情や自己肯定感を大切にすることで豊かな心を育くみ、積極的に社会に関わることで成長を続け、やがては社会で自立した大人へと成長していきます。

本市の社会状況や子どもを取り巻く家庭・地域の環境が変化する中、子どもが多世代との交流の中で多様な価値観に触れる機会が失われており、子どもを孤立から守り、健やかに育てるための居場所がより一層必要となっています。

子ども・若者の育成や子育て支援については、身近な場所で適切な支援を受けられるよう、妊娠・出産期から青年期に至るまで、子ども・若者のライフステージに応じた切れ目のないきめ細やかな支援に取り組むとともに、家庭・学校・地域・行政などが連携・協力して、子ども・若者や子育てをする家庭に寄り添いながら、子どもの健やかな成長を見守り、地域社会全体で支える仕組みづくりを進めます。

また、安全・安心に子育てができるよう、子育てしやすい環境づくりを推進します。

- 【施策】
- 1 子育てを社会全体で支える取組の推進
 - 2 子どものすこやかな成長の促進
 - 3 学校・家庭・地域における教育力の向上
 - 4 子育てしやすい居住環境づくり

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

少子化が進む中においても、共働き世帯の増加等により今後も引き続き保育需要の高まりが見込まれることから、保育需要を的確にとらえた保育受入枠の確保に取り組む必要があります。

また、子育て家庭の意識・価値観の多様化などを背景として、保育ニーズや教育的ニーズは年々高まっており、保育の質の維持・向上や学校等における教育力の向上が求められています。

就学前のすべての子どもに対しては、よりよい生活環境を維持・向上できるような質の高い保育・幼児教育の総合的な提供に向けた取組を推進するとともに、利用者の多様な保育・幼児教育のニーズに応じたきめ細やかな対応を図ります。

学齢期においては、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、夢や目標に向かって充実した人生を切り拓いていくことができるよう、学ぶ意欲を大切にしながら、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、きめ細かな相談・指導・支援に取り組み、将来の社会的自立に向けて必要となる資質・能力を培うとともに、誰もが個人や社会の多様性を尊重しながら、それぞれの強みを活かし、共に支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むなど、社会状況や国の動向、技術進歩などの変化にも対応しながら、取組を推進します。

- 【施策】 5 質の高い保育・幼児教育の推進
6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

児童虐待の相談・通告件数や子どもの発達状況などに不安を抱える家庭は増加傾向にあり、経済的な困窮や援助希求が発信できないことなどから、社会的孤立が深刻化し、複雑困難な課題が生じています。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、行政はもとより、家庭・学校・地域が一体となって、社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者の社会的な自立に向けた支援を進めます。

個々のケースが抱える背景・課題が複雑化する中、リスク要因の早期把握に向け、児童相談所や区役所のほか、医療・司法等の関係機関などと連携し、総合的なアセスメントの強化を進めるとともに、子育て家庭等の課題に対する早期把握・対応、重篤化への未然防止等に向けて、保健師や社会福祉職、心理職などの専門的な知識を有する多職種が連携・協働しながら適切な対応を図ります。

また、障害のある子ども・若者の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、障害の特性に配慮した適切な支援体制の充実に向けた取組を推進します。

- 【施策】 7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり
8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援
9 障害福祉サービスの充実

子ども・若者の成長・発達段階と施策の方向性との関係

- 妊娠・出産期 : 妊娠出産を安全に迎えられるよう、正しい知識を得て、親になる準備を迎える時期
- 乳幼児期（0～5歳） : 人との愛着関係や信頼感、自己を認識するとともに、コミュニケーションの基礎をつくるなど、人格や生活習慣を形成する時期
- 学童期（6～12歳） : 子どもの社会的自立に必要な能力や態度の育成と、自尊心や他者尊重の心を育むなど、社会参加への準備をする時期
- 思春期（13～18歳） : 自意識と客観的事実との違いに悩みながら、社会で自立した生活を営む力を育むなど、体も心も大人に移行する時期
- 青年期（19～29歳） : 親の保護から自立し、大人の社会を展望するとともに、社会に参画し、貢献する大人となるための最終的な移行時期

